

想いをつなぐ 家族信託

資産
管理

相続
対策

事業
承継

相続税対策をする前に

- しなければならない事は何か
- 誰に相談すればよいのか
- 何からはじめればよいのか
- ご本人にどのように切り出せばよいのか

がわかります！



神戸家族信託専門センター

運営：司法書士みうら事務所

このような悩みを抱えておりませんか？

父の相続税対策を行いたいんです！
でも・・認知症になつたら相続税対策できないって
聞いたけど本当？



近い将来、私は介護施設へ入居したい！
入居資金として、入居時に自宅は売却する予定です！
売却は、その時で大丈夫よね？



認知症になった後に、何も出来ない事をご存知ですか？



ご本人が認知症になった場合、
意思表示できないので売却や相続税対策をすることは出来ません！

- ・介護施設入所費用にあてようと思っていたのに
自宅が卖れない…
- ・相続税対策でアパート建設予定だったのに
建築できない…
- ・賃貸物件の**管理や修繕**をどうしよう…



新しい認知症対策のご提案！

家族信託

をご存知ですか？？

そもそも信託とは？



・・・

① 自身（＝**委託者**）の財産を、

・・

② 信頼できる人（＝**受託者**）に託し、

・・・

③ 家賃等の利益をもらう人（＝**受益者**）のために

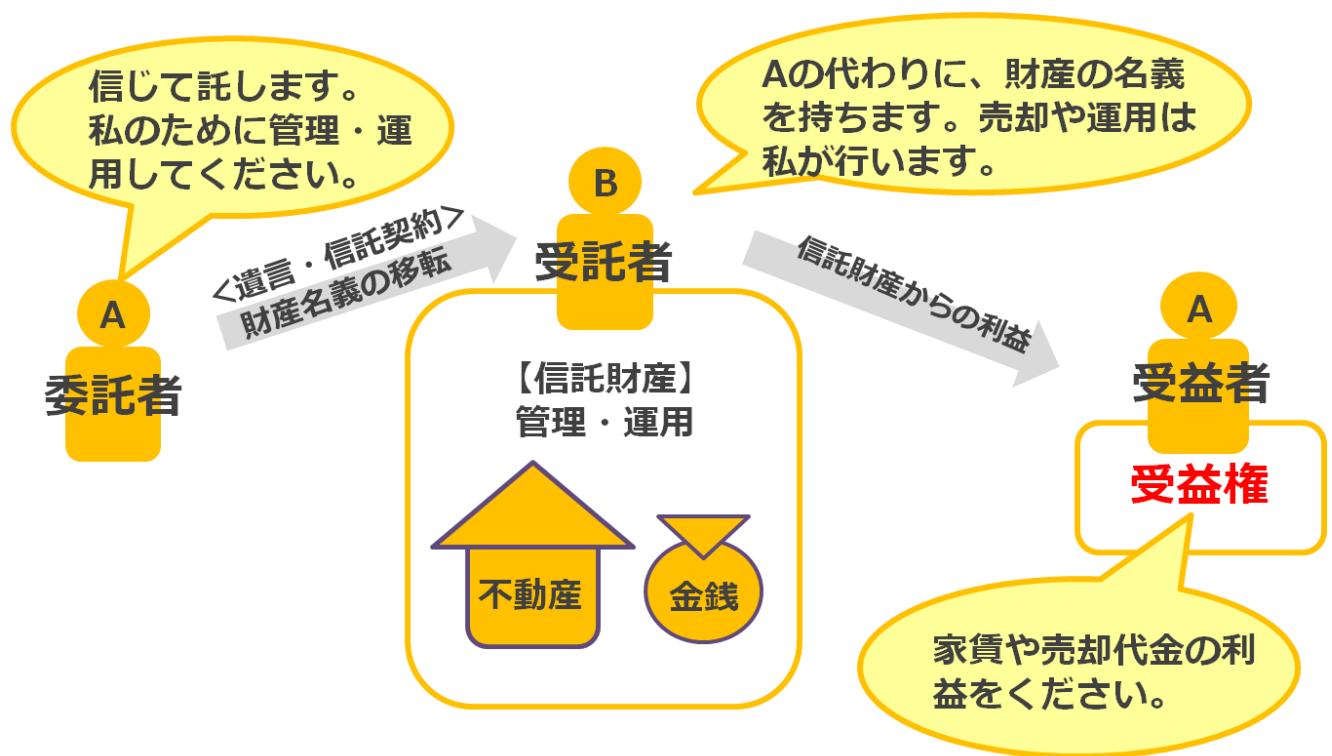
④ 特定の目的に従って、**管理・処分**してもらう

・・・・

財産管理の手法です。



家族信託ってなあに？？



例えば・・・

皆様が持つアパートを信託すると、
財産の名義が形式的に「受託者」に移ります！

あらかじめ認知症や判断能力の低下に備えて、
受託者が代わりに不動産の売却や資産組み換えを
実行させていくができます！

受託者に信託しているアパートは家賃が発生しますよね？
その家賃は、預けている方（委託者兼受益者）の財産です。

*あくまで預けているだけなので、

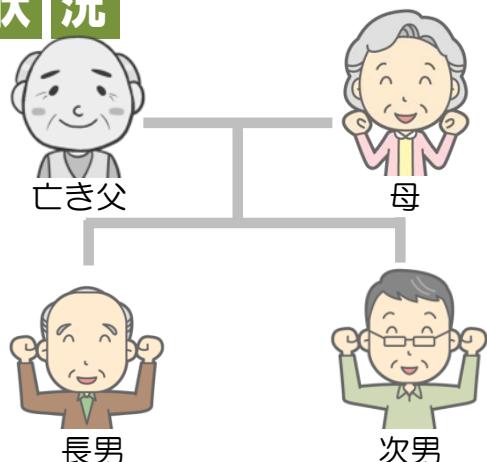


贈与税は発生しません。



認知症に備えて家族信託を活用しよう

状況



昨年夫を亡くしたお母さんには、2人の子供がおります。現在1人暮らしをしておりますが、最近体の調子が悪く自分の判断能力がなくなったら介護施設へ入所しようと考えております。お母さんには、不動産、預金、国債などの多くの財産がありますが、自分が自宅へ戻れない状況になつた場合は自宅を売却して現金で子供たちが分けてくれればよいと思っています。

設計

自分が認知症になる前に自宅不動産の管理と売却を望んでいます。お母さんを委託者、息子が受託者として万が一お母さんが認知症になった場合は不動産の管理や売却を行うことを引き受けます。お母さんを第一次受益者として財産の実質的利益を享受しますが、お母さんが亡くなった後には、長男と次男が第二次受益者として財産を引き継ぎ、売却して現金で分けることも契約の中に含めました。



不動産の管理
不動産売却



第一次受益者



第二次受益者

ポイント



認知症に備える方法には、成年後見制度や財産管理委任制度などがあります。一方、家族信託契約を結ぶことで、

本人が認知症になった後でも契約で定めたように相続対策や資産運用を継続できることが一番のメリットです。

手続きの流れ

ヒアリング



信託契約案の作成



信託契約の締結



信託登記の設定

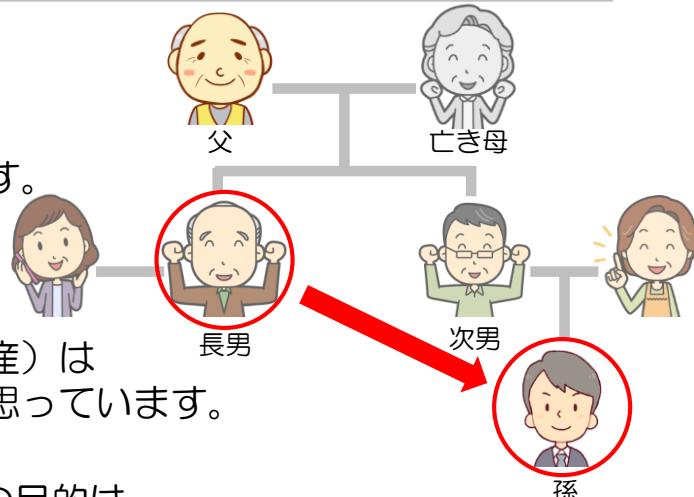


家族信託の開始

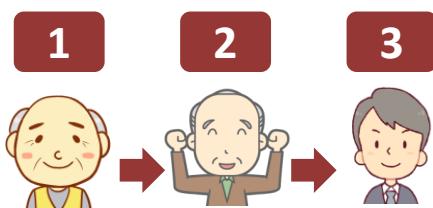
二世代先まで決める為に家族信託を活用する

状況

先祖代々続く地元の名士であるお父さんは、現在長男家族と同居中です。これからも代々続く、土地や不動産を守っていきたいと思っていますが、長男夫婦には子供がおりません。そこで、最終的には一家の財産（不動産）は次男の子供（孫）へ引き継がせたいと思っています。



設計



お父さんの目的は、代々続く不動産を同属で継がせていくことです。そこで、この土地や不動産を信託財産とし、委託者をお父さん、受託者を孫、第1次受益者をお父さん、第2次受益者を長男、第3次受益者を次男の子供に設定する信託スキームを設定しました。もし長男が亡くなっても受益権は相続させずに、自動的に孫に受益権が移動するように設定します。

ポイント

遺言を作成する場合、自分が亡くなった後に財産を誰に引き継ぐかを決めることができます。しかし、その後次の代、その次の代までに財産の引き継ぐ相手を決めることはできません。

一方家族信託では、財産を次の代、その次の代と引き継ぎ先を連続させて決めることができます。代々続く財産を自分の直系に引き継ぐ場合には、家族信託契約を結ぶことがおすすめです。



手続きの流れ

ヒアリング



信託契約案の作成



信託契約の締結



信託登記の設定



家族信託の開始

家族信託の設計

1：ヒアリング

委託者がどのような想いで財産を残したいのか
ヒアリングする事から始まります。

2：利害関係人の調整

柔軟に設定ができるからこそ、複雑な相続関係を生み出し、
『争続』を生み出してしまう危険もありますので、
家族での会議をオススメします。

3：提案

委託者の想いや家族との関係性を踏まえた上で、
私たちから信託活用のご提案をさせて頂きます。

4：信託手続

信託契約書の作成から始まり、公証役場での手続きや信託登記を
司法書士が担当します。また、信託を活用するにあたり、
税金分野を税理士が担当します。

相談時に準備して頂きたい書類及び確認事項

- ①どのように財産を引き継ぎたいですか？（委託者の想い）
例）相続税対策がしたい、子供に十分に財産を残したい 等



- ②固定資産評価証明書



- ③簡単な家族構成



家族信託は下記の項目に該当する方にご検討いただく価値があると考えられます。

チェック欄	項目
	自分や自分の家族が認知症になった後も、相続税対策を継続したい！（相続税対策信託）
	成年後見人を活用すると資産運用ができないので、不安が残る（認知症対策）
	2次相続以降の財産の遺し方まで考えておきたい。（二次相続指定信託）
	認知症になった後も、子どもや孫へ教育資金や結婚式資金を定期的に贈与したい（金銭贈与信託）
	資産の大半が不動産だが、複数の相続人の共有財産にはしたくない（共有解消型信託）
	再婚を予定しており、新しい配偶者に財産を引き継ぎたいが、配偶者死亡後は財産を家族に戻したい（受益者連続信託）
	親族に障がい者や自立生活が難しい者がおり長期的な生活を支援したい（障がい者支援信託）

事務所案内

家族信託・相続以外のご相談も当事務所にお任せください！



社名	司法書士みうら事務所
代表者	司法書士 三浦 暢夫
業務内容	<ul style="list-style-type: none">● 相続・遺言（名義変更・遺言執行）● 不動産登記（売買・贈与）● 商業登記（設立・各種法人）● 成年後見（法定・任意）● 家族信託● その他裁判業務
所在地	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目1番1号 新神戸ビル5階 「アクセス」 JR神戸線・阪急神戸本線・阪神本線「三宮」駅から徒歩5分 地下鉄海岸線「三宮・花時計前」から徒歩3分
電話番号 ・FAX	TEL. 078-945-7071 FAX.078-335-6144 (営業時間：平日9:00～18:00※土日は要予約)